



2022年5月20日

各 位

会 社 名 東テク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 克己
(コード番号：9960)
問 合 せ 先 人事総務本部 総務部長 堀之内 智明
(TEL：03-6632-7000)

役員退職慰労金制度の廃止及び 新たな役員報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しについて審議し、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬を含む新たな役員報酬制度（以下「新役員報酬制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労金の打ち切り支給及び新役員報酬制度の導入に関する議案を2022年6月24日開催予定の第67回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会の終結の時をもって廃止することといたしました。これに伴い、在任中の取締役8名及び監査役3名に対し、同制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案を本株主総会に付議いたします。また、本株主総会の終結後も引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、原則として、その退任時に役員退職慰労金を支給いたします。

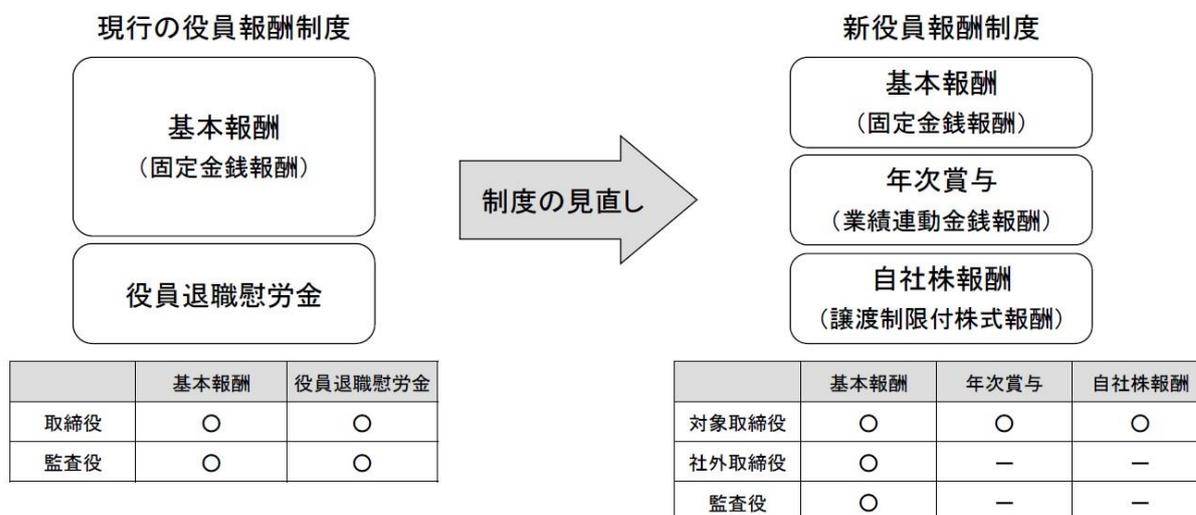
なお、当社では、将来の役員退職慰労金の支給に備え、従来から当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しているため、この度の役員退職慰労金制度の廃止が当社グループの連結業績に及ぼす影響は軽微であります。

2. 新役員報酬制度の導入

(1) 新役員報酬制度の概要

当社では、これまで「基本報酬（固定金銭報酬）」と「役員退職慰労金」から構成される役員報酬制度を採用しておりましたが、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大に対するインセンティブの付与並びに株主の皆様とのより一層の価値共有を目的として、当社の取締役（社外

取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、年次賞与(業績連動金銭報酬)及び自社株報酬(譲渡制限付株式報酬)を含む役員報酬制度を新たに導入いたします。



(2) 年次賞与(業績連動金銭報酬)について

① 年次賞与の概要

年次賞与は、短期的なインセンティブの付与を目的として、各事業年度の連結業績に係る目標達成度等に応じて変動する金銭報酬で、年1回、対象取締役に對して支給するものであります。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において、年額600百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含みません。)としてご承認をいただいておりますが、この年次賞与は、基本報酬と合わせて当該報酬等の額の枠内にて、当社の対象取締役に支給することといたします。

② 支給額の算定方法

年次賞与の支給額は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取組みとその成果等に基づく各対象取締役の個人評価を加味して算定いたします。また、連結業績の目標達成度を測る指標には、当社グループの事業規模とターゲット市場における占有度を示す「連結売上高」と当社グループの経常的な収益力を表す「連結経常利益」を採用いたします。

③ 支給額の決定プロセス

当社では、役員の指名及び報酬決定に係る客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会を設置しておりますが、各対象取締役に對する年次賞与の支給額は、かかる指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

(3) 自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）について

① 自社株報酬の概要

この度導入する自社株報酬は、各事業年度、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当て、これを下記⑤で後述する譲渡制限期間にわたり保有させるものであります。具体的には、当社と対象取締役との間で下記⑤～⑧の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、取締役会決議に基づき金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、譲渡制限が付された当社の普通株式を当該対象取締役に対して発行又は処分いたします。

② 自社株報酬の導入条件

自社株報酬においては、譲渡制限付株式を割り当てるために、対象取締役に対して金銭債権を報酬として支給することとなるため、その導入は、当該金銭債権の支給につき、本株主総会においてご承認いただけることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、上記(2)①でも記載の通り年額 600 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、自社株報酬を導入するにあたり、自社株報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて年額 100 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等を含みません。）として設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

③ 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年 40,000 株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的に調整するものといたします。

④ 譲渡制限付株式の払込金額

対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の 1 株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定することといたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

⑤ 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、原則として、割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割

り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対する譲渡、質権・譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとしたします。本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

⑥ 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、当社は、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記⑦の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合も、当社は、これを当然に無償で取得いたします。

⑦ 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

⑧ 組織再編等が実施された場合の本割当株式の取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては取締役会）において承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了日より前に到来する場合に限る。）には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

以 上